

令和2年 第2回農業委員会議事録

令和2年2月25日午前10時00分に第2回農業委員会を市役所2階庁議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 奥 山 良 春	2 番 長 澤 隆 士	3 番 齋 藤 吉 勝
4 番 笹 原 哲	5 番 尾 崎 正 義	6 番 伊 勢 村 孝 之
7 番 本 間 俊 悦	8 番 星 川 礼 子	9 番 菅 野 郁 夫
10 番 鈴 木 敬 次 郎	11 番 鈴 木 勲	12 番 大 崎 清 孝
13 番 武 田 春 信	14 番 後 藤 一 彦	15 番 近 藤 小 兵 衛
16 番 小 関 金 也	17 番 鈴 木 藤 光	18 番 西 塚 喜 行
19 番 星 川 敬 夫		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

16 番 (小 関 金 也) 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	本間 純	事務局長補佐	塩原 和成
事務局主事	菅野 潤	事務局主事	伊藤 由貴

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報第 3号 賃借料情報の提供について

議第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第 6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第 7号 尾花沢市農用地利用集積計画について

令和 2 年 第 2 回 農 業 委 員 会 議 事 録

尾花沢市農業委員会令和 2 年第 2 回通常総会を 2 月 2 5 日（火）市役所庁議室において午前 1 0 時 0 0 分より開会した。

（本間局長）

一同ご起立をお願いいたします。「礼」、尾崎会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

ご着席願います。1 6 番小関金也委員より欠席する旨の連絡がありました。只今の出席委員は 1 8 名であります。よって農業委員会等に関する法律第 2 1 条第 3 項の規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会 長）

皆さん、おはようございます。通常総会への出席ご苦労様です。雪も降らず過ごしやすい日々が続いております。どこにお邪魔しましても、今年の農業が心配であるとの声が聞こえてまいります。先日の米作りフォーラムに参加しまして、講師先生が仰っておいましたが、一年間の降水量は決まっており、今雪が降らないということは、どこかで雨が降るといって降るといって、夏の高温も心配されるということでもあります。今後の気候が大変心配であります。今年は農家にとっての心配の種が尽きない年になりそうではありますが、これに負けないような栽培方法などの対策を行って一年間頑張ってみましょう。本日は慰労会も開催されますので、ご出席いただきます方はよろしくをお願いいたします。本日の総会につきまして慎重審議よろしくをお願いいたします。

（局 長）

ありがとうございました。それでは、尾花沢市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

(議 長)

只今より令和2年第2回尾花沢市農業委員会通常総会を開会します。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めてまいります。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、14番 後藤一彦委員、15番 近藤小兵衛委員の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をもって報告いただきます。事務局長。

(本間純事務局長)

それでは、命により2月の事務処理報告をさせていただきます。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質問なしの声あり)

(議 長)

ご質問もないものと認め事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。始めに報第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。伊藤主事。

(事務局 伊藤由貴主事)

それでは、報第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。

議案書 1 ページをご覧ください。案件は 6 件であり、すべて貸し人・借り人 両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No. 1 と No. 5 については自作予定。No. 4 は中間管理機構へ貸し付け、No. 6 は別人へ貸借予定で今月集積計画がなされております。No. 2、3 については未定となっております。以上で報告を終わります。

(議 長)

只今、事務局より報告がありました。この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第 10 条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第 2 号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第 3 号「賃借料情報の提供について」を上程いたします。

事務局の報告を求めます。塩原補佐。

(事務局 塩原和成事務局長補佐)

それでは私より、報第 3 号「賃借料情報の提供について」ご報告いたします。

議案書 2 ページをご覧ください。こちら農地法 52 条の規定により農地の賃借料情報の提供をしたいので本会に報告するものであります。内容としまして、一つ目、田、水稻の部であります。基盤整備地内をご覧ください。尾花沢地区につきましては平均額

15,000円。福原地区は平均額14,500円。そして宮沢地区につきましては平均額14,600円。玉野地区は16,100円。常盤地区13,000円となっております。また、未整備地区につきましては平均額9,800円となっているところでございます。それでは2つ目、畑の部をご覧ください。尾花沢市全体としまして平均額3,900円となったところでございます。以上の情報につきましては、平成31年1月から令和元年12月までに締結されました農地の賃貸借情報により算出されたものであります。情報提供としては以上であります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第3号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。菅野主事。

(事務局 菅野潤主事)

議第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」は議案書3ページから6ページに記載しております。

はじめに所有権移転についてご説明いたします。案件は6件です。No.1の渡し人は高齢化による経営縮小。No.2、No.3、No.4、No.6の渡し人は農業廃止のため。No.5は

相手方の要望のため。受人は No. 1、No. 3、No. 4、No. 5 は経営規模拡大。No. 2 の受人は新規就農。No. 6 は相手方からの要望となっております。No. 1 から No. 6 は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

続きまして賃貸借権についてご説明いたします。4 ページ、5 ページをご覧ください。案件は 9 件です。No. 1、No. 2 の渡し人は高齢化による経営縮小。No. 3、No. 6、No. 7、No. 8、No. 9 の渡し人は農業廃止のため。No. 4、No. 5 は労力不足のためとなっております。受人はすべて経営規模拡大のための貸借であります。No. 1 から No. 9 は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

続きまして使用貸借権の設定についてご説明いたします。6 ページをご覧ください。案件は 1 件です。No. 1 の渡し人は農業廃止。借り人は経営規模拡大のための貸借となっております。No. 1 は農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しく願います。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第 5 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。

次に、議第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

現地調査班第1班主任、7番 本間俊悦委員の報告を求めます。本間委員。

(7番 本間委員より現地調査内容等詳細(牛舎建築案件)報告)

(議長)

只今、説明・報告がありました。ご質疑ありませんか。

(13番 武田委員)

13番武田です。以前にも牛舎を建てた際に、近隣集落において臭いなど、いろいろな面で話し合いが持たれたと聞いておりますが、今回の案件において近隣集落との話し合いなどは持たれたのか、お伺いします。

(7番 本間委員)

7番本間です。それにつきまして、調査の際話題となりまして、1月27日に地元の方との話し合いが行われたとのことでありました。また、2回目としまして2月20日に開催予定であると聞き及んでいるところであります。2回目につきましては実施の状況、集まったメンバーは不明であります。地区の方々との話し合いの機会は持たれている状況であります。

(13番 武田委員)

13番武田です。それではお互い話し合い、了解を得ながら進めているとのことよろしいですか。

(7番 本間委員)

7番本間です。はい、そのような認識で取らせていただきました。

(議長)

事務局からの補足説明をお願いいたします。本間局長。

(事務局 本間事務局長)

武田委員から今案件について住民への説明をされているかのご質問についてですが、本間委員からの説明のとおり、1月に集落の方々を集めて説明会を開催したところでもあります。会合の中で、8月にハエが大量発生したことについて、平成30年まではハエの話題はなかったとのことではありますが、3年目でこういった状況はまずいのではないかのご意見を地区の方からいただいたところがございます。これに対して、事業者側からは害虫がでることについて、産卵から孵化するまで約2週間かかることから、1週間に1回の家畜糞尿の堆肥センターへの搬出を行うことを徹底する。また、消毒に係る薬剤を変えるなどの対応を行い害虫発生を抑えるとの説明がなされたところでもあります。住民側からは口頭による説明だけでは不十分と見解もあり、2月20日の地区役員会において説明資料を提示の上、説明を行ったところでもあります。ただ、役員会において了解したとしても、地区民に対してもう一度説明を行う必要があるのではないかのご意見を受けまして、3月8日の日、地区の総会がありますので、改めて説明を行うことにしております。尚、今回は臭気が計測できる機械を導入しながら数値で地区の皆さんにお示しできるようにするとのことでもあります。まったく臭いも害虫も出ないようにできるのかのご指摘もありますので、問題が発生した時に市役所、農協も含めた形で、問題が発生している場所の特定など、検証できる仕組みにも取り組みたいと説明がなされたところがございます。前回の畜舎建設の際に覚書を取り交わしている経緯もあり、この度も、臭いを出さない、害虫を出さないことを徹底すること。仮に何かあった場合は、地区民も交えて対策を講じるとの説明があったところです。以上です。

(議長)

武田委員如何ですか。

(13番 武田委員)

今、内容お聞きしたように、住民との話し合いを行って、役所と農協と事業所が連携して進めてほしいと思います。

(議長)

他にご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。

次に、議第7号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで審議に入る前に農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により6番伊勢村孝之委員、8番 星川礼子委員、13番 武田春信委員、19番 星川敬夫委員の退席を求めます。

(6番 伊勢村委員、8番 星川(礼)委員、13番 武田委員、19番 星川(敬)委員退席)

(議長)

それでは、事務局の説明を求めます。伊藤主事。

(事務局 伊藤主事)

それでは、議第7号「尾花沢市農用地利用集積計画」について説明に入らせていただきます。議案書24ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。

上段の表からになります。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が1,323aになり、うち再設定が300aになります。

使用貸借はすべて再設定で、60a、転貸が3,892a、所有権移転が214aになり、計画面積合計は5,491aとなっております。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田のみで1,323a、うち再設定が300a、使用貸借も田のみの全て再設定で60aとなります。転貸は、田が3,712a、畑が

180a、所有権移転は田が 202a、畑が 11a となり、合計しますと田が 5,299a、畑が 191a になります。

続いて、対象人数になります。賃貸借権は、出し手 14 名、うち再設定が 5 名、受け手 13 名、うち再設定が 5 名になります。使用貸借は全て再設定で、出し手 2 名、受け手 1 名です。転貸は、出し手 59 名、受け手 10 名、所有権移転は、出し手 5 名、受け手 4 名になります。合計しますと、出し手が 80 名、受け手が 28 名になります。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借権は、3年から5年が 8 件で 927a、10年以上が 7 件で 396a となっております。使用貸借は、10年以上が 2 件で 60a。転貸は 3年から5年が 3 件で 230a、6年から9年が 4 件で 257a、10年以上が 63 件で 3,404a となります。合計しますと、3年から5年が 11 件で 1,158a、6年から9年が 4 件で 257a、10年以上が 72 件で 3,860a となります。

次に隣に移りまして、10a 当たり借賃・対価になります。賃貸借権は、田の物納が 60kg から 90kg、現金が 9 千円から 1 万 8 千円となります。転貸は、田の物納が 21kg から 99kg、現金が 0 円から 2 万円、畑の物納が 41kg から 99kg、現金が 2 千円から 1 万 5 千円となります。所有権移転は、田が 8 万 8 千円から 15 万円、畑が 1 3 万 2 千円となります。

それではページ移りまして、25 ページからは個別状況になります。25 ページ No. 1 から 26 ページ No. 11 までは新規の設定になり、No. 12 から 28 ページ No. 39 までが再設定になります。No. 40 から 34 ページ No. 98 までは中間管理事業の転貸となっております。

ページ移りまして、35 ページは所有権移転となり、5 件あります。No. 2 から No. 5 の受け手は認定農業者となっております。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。

6番 伊勢村孝之委員、8番 星川礼子委員、13番 武田春信委員、19番 星川敬夫委員の復席を求めます。

(6番 伊勢村委員、8番 星川(礼)委員、13番 武田委員、19番 星川(敬)委員復席)

(議 長)

以上で、今通常総会に附議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和2年第2回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時40分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。
議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和2年2月25日

尾花沢市農業委員会

議長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名員 _____

議事録署名員 _____